

10月1日から精神障害者医療費助成制度を拡充しました

令和2年9月診療分までは、精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者の精神的な病気治療の入院・通院医療費の自己負担分を助成していましたが、令和2年10月診療分から「精神障害者医療費受給者証（全疾患使用可）」を交付し、全ての疾病の入院・通院医療費の自己負担分を助成します。

また、精神障害者保健福祉手帳3級手帳所持者に精神的な病気治療の入院・通院医療費の半額を助成していましたが、令和2年10月診療分から「精神障害者医療費受給者証（精神通院医療のみ使用可）」を交付し、精神的な病気治療の入院・通院医療費の全額を助成します。

なお、精神通院医療を受けている方は、引き続き自立支援医療受給者証も必要になりますので、併せて提示をお願いします。

○精神障害者医療の助成内容

お持ちの手帳など	受給者証の種類	通院		入院	
		精神疾患	精神疾患以外	精神疾患	精神疾患以外
精神障害者手帳1・2級 自立支援医療受給者証 (通院の方のみ必要)	全疾患用	○	○ (拡充)	○	○ (拡充)
精神障害者手帳3級 自立支援医療受給者証 (通院の方のみ必要)	精神通院医療のみ	○ (拡充)	×	○ (拡充)	×

問合せ先 役場 保険医療課 内線145